

○千歳市議長交際費支出基準

平成16年4月19日

議長決裁

千歳市議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、議長交際費が議長の公務執行のために、外部との交際上必要な公の経費であることにかんがみ、その支出に関し一層の透明化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(種別、支出範囲等)

第2条 議長交際費は、議会の進展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額を支出するものとする。

2 議長交際費の種別、支出範囲等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 祝儀等 祝金、祝花又は祝酒を原則とし、各種周年記念祝賀会、大会、式典、落成式、行事等において、議長又は議長が指名した者が出席する場合に限り、別表第1に定めるところにより支出する。
- (2) 弔慰金等 弔慰金(香典を含む。)、供花又は仏花を原則とし、葬儀等において、議長又は議長が指名した者が出席する場合に限り、別表第2に定めるところにより支出する。
- (3) 渉外費 外部との連絡又は交渉に要する経費として、その都度決定する。
- (4) 会費等 各種懇談会等に係る会費及び参加費として、その実費を支出する。
- (5) その他 次に掲げる経費については、その実費を支出する。
 - ア 土産代
 - イ 議長・副議長公用名刺印刷費
 - ウ その他議長が特に必要と認めるもの
- (6) 前各号の規定にかかわらず、交際上特に必要があると認められる場合は、議会事務局長と協議の上、別に支出することができる。

(執行状況の公開)

第3条 議長交際費の執行年月日、支出金額及び支出内容については、市議会のホームページにおいて公開するものとする。ただし、その内容が非公開情報(千歳市議会における情報公開基準(平成5年3月22日各派交渉会確認)第3条の非公開基準をいう。)に該当するものであるときは、公表しないものとする。

(基準の改正)

第4条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、議長交際費の支出に関し必要な事項は、議長がその都度定める。

附 則

- 1 この基準は、平成 16 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 弔慰金等支出基準（平成 10 年 9 月 29 日議長決裁）は廃止する。

附 則（平成 16 年 8 月 25 日議長決裁）

この基準は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 27 日議長決裁）

この基準は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 27 日議長決裁）

この基準は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

別表第 1

祝儀等支出基準

行事関係	祝金	祝花	祝酒	備考
[自衛隊行事]				※祝賀会等が会費制の場合は会費のみを支出し、祝儀は支出しない。
創隊記念行事等	10,000			
観桜会・ガーデンパーティ				会費等のみ支出
[竣工・落成行事]				※規模・当市との関わりにより決定する。
誘致企業	10,000			
地元企業	10,000			
祝賀会			○	会費等が不要な場合に限る。
[各種市民団体等]				
総会后懇親会			○	会費等が不要な場合に限る。
周年記念祝賀会	10,000			
設立記念式典	10,000			
発表会・報告会・祝賀会			○	会費等が不要な場合に限る。
コンサート・演奏会・大会		○		団体主催の周年記念のみ
[各地域・コミュニティ地区・町内会]				※欠席の場合は対応しない。
秋祭り、敬老会等			○	会費等が不要な場合に限る。
[国会議員]				
懇談会				会費等のみ支出
[学校記念行事]				
祝賀会			○	会費等が不要な場合に限る。

別表第2

弔意関係支出基準

区分	弔慰金 (香典)	供花	弔電	備考
[千歳市議会議員]				※議長及び副議長が参列できない場合は弔電を打つ。
本人	20,000	○		
配偶者及び子	10,000	○		
本人及び配偶者の親	10,000	○		
OB本人	10,000	○		
[市内関係]				※議長及び副議長が参列できない場合は弔電を打つ。
市名誉市民本人	20,000	○		
市功労者本人	10,000	○		
[国・道関係]				※議長及び副議長が参列できない場合は弔電を打つ。
地元選出国會議員 (現職・元職を問わず)	10,000	○		
地元選出道議會議員 (現職・元職を問わず)	10,000	○		
[公官庁関係]				※議長及び副議長が参列できない場合は弔電を打つ。
道西支部関係市議会正副議長 (現職に限る)	10,000	○		※議長及び副議長が参列できない場合は弔慰金の支出はしない。
道内・道外関係他市町村議会議長 (現職に限る)			○	
道内・道外関係他市町村長 (現職に限る)			○	
市特別職等	別に協議			
その他公職にある者	別に協議			

注1 本基準によることができない場合は、別に協議する。

2 「関係他市町村」とは、当市との関わりの内容、経過、その他により決定する。

3 「市特別職」とは、市長、副市長、代表監査委員、企業管理者、教育長及び市行政委員会（農業・公平・選挙管理）の長をいう。

4 「その他公職にある者」とは、市内官公署及び公益法人等の長の職をいう。